経済産業省

対内直接投資審査制度について（外為法）

２０２５年１１月

経済産業省　貿易経済安全保障局

国際投資管理室

外為法の対内直投審査の制度概要

1. ①**外国投資家**が、
②**事前届出対象業種**を営む日本企業（投資先企業）に、
③株式取得等の**投資行為**を実行する場合、投資実行前の**審査付事前届出**を義務付け。
（原則、30日間の投資禁止期間内で審査対応）

2. 制度全般の調整等は財務省が担当、経産省ほか各事業所管省庁が所管する業に関する審査を担当。

3. 経営非関与等の基準遵守により届出を免除する制度あり（事前届出免除制度）。

4. 事前届出審査の結果、
国の安全等に問題がない場合　→　投資禁止期間を短縮
ある場合　→　誓約付承認／変更・中止の勧告・命令対象に、
無届出で投資実行をした場合や措置命令に従わない場合等 → 罰則 (※)の対象に。
※3年以下の懲役 and/or 投資額の3倍以下

なぜ対内直接投資審査制度が必要か？

外国企業・投資家による対日投資は、日本企業にとって、オープンイノベーションをもたらす一面があるものの、外国投資家の経営関与の過程で安保上重要な技術流出やサプライチェーン上重要な物資を供給する日本企業の経営が左右され得るといった、国の安全に関わる事態も想定される。

【外為法】

外国投資家の投資行為を事前審査

■ 技術の国外流出に繋がりかねない場合

✓ 悪意のある投資家が、日本企業を投資支配することにより、当該企業が保有する重要技術が国外に流出する恐れ。

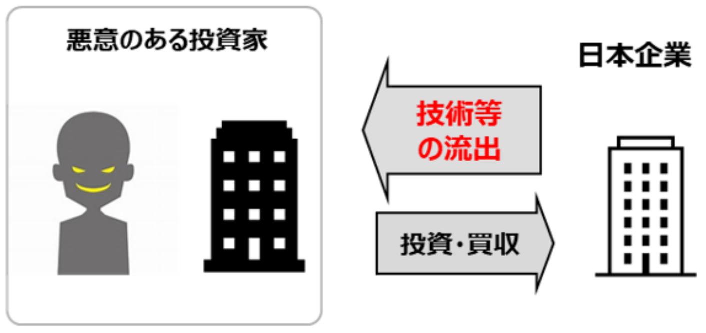

■ サプライチェーン途絶に繋がりかねない場合

✓ 悪意のある投資家が日本企業を投資支配し、意図的に生産を止めることになれば、関連産業全体のサプライチェーンが停止する恐れ。

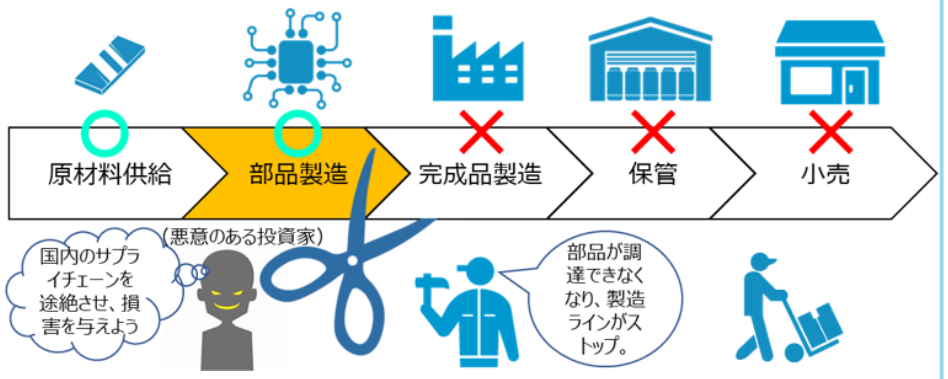

審査の結果、投資の変更・中止が求められる可能性あり

事前届出件数の推移

- **<u>累次に亘る業種見直し</u>**や**<u>2020年5月の外為法改正</u>**での株式取得に係る閾値の引き下げ（10%→1%）により、**<u>事前届出の対象範囲が拡大</u>**。
- 2022年は、役員選任等の届出件数が減少し一時的な件数減となったが、2023年4月及び2024年8月の特定重要物資関連の業種追加等の動きもあり、**<u>今後も増加傾向が続くことが見込まれる</u>**。

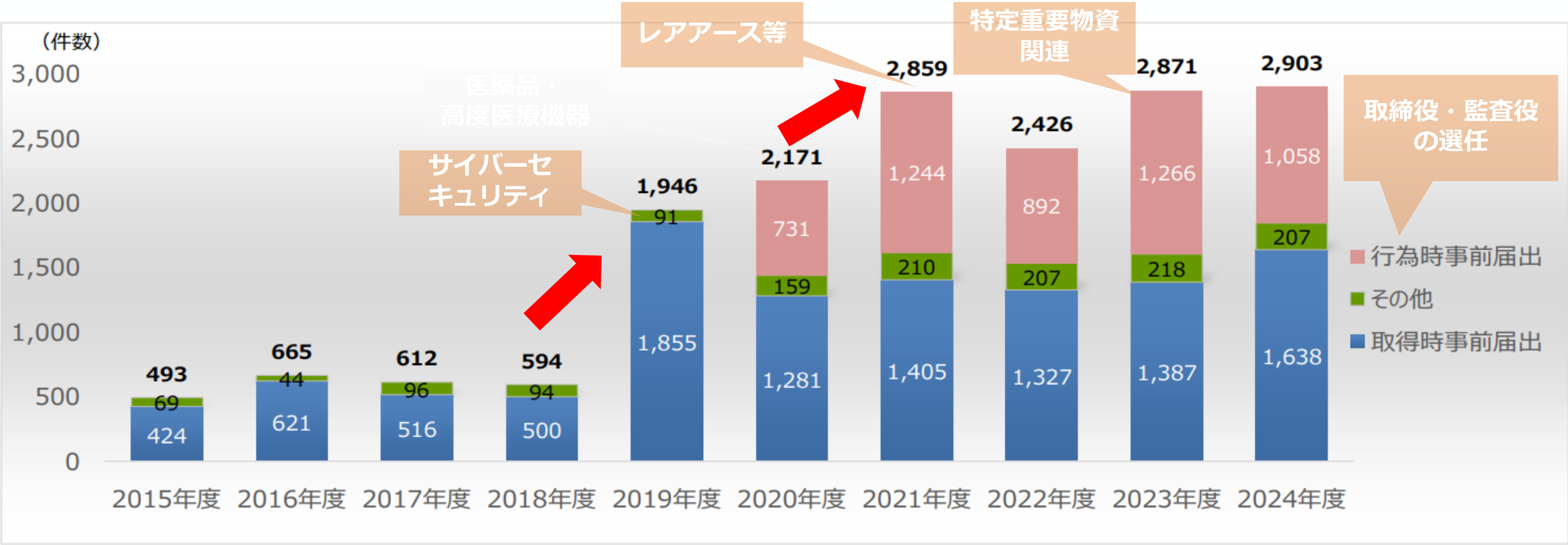

（注）「その他」は、事業目的の変更、金銭貸付、社債取得、株式譲渡、支店の設置、事業の承継、共同議決権行使等に係る届出。

日本企業側への弊害

- 外為法の審査届出主体は外国投資家側（注：投資を受ける企業側ではない）
- 外為法上の事前届出義務を怠ったり、懸念ある投資に関与したりすると、以下のような弊害を被る可能性

事業計画関係

✓ 外資との資本提携など、計画していた投資が行われなくなってしまうおそれ（審査の結果、不承認の場合）

＋

取引関係

✓ 企業のレピュテーションリスク（悪い噂、評判）

✓ 企業価値の毀損のおそれ（株価低下など）

✓ 他社から取引が控えられるおそれ

どういった投資が問題となるのか？

想定事例①（技術の軍事転用）

- A国が、**軍事転用が可能な機械部品**を製造する日本の**工作機械メーカーB社を買収**し、B社の有する**機械部品の設計製造技術がA国に流出**した。A国は当該技術を用いて**武器等の設計製造に利用**し、その結果、日本の安全保障への懸念が増した。

01 工作機械メーカーを買収

02 武器等への転用の解析

03 武器等の設計製造に利用（軍事転用）

経済安保上、問題となり得る取引の一例

想定事例（供給の途絶）

- A国のファンドが**防衛装備品を製造している日本のB社を買収**。A国のファンドはA国政府の支配下にあり、卸先を日本国内ではなく、**A国への優先供給に切替え、国内への供給が絶たれた**。代替品調達に難航し、防衛装備品を**国内需要先に卸すことが出来ず、日本の防衛力が低下**した。

防衛装備品
メーカーを買収

自国に供給
先を変更

日本の防衛
力低下

経済安保上、問題となり得る取引の一例

想定事例（基盤技術の流出）

- 日本の技術窃取を狙っているA国企業が、日本の製造業の基盤となる**半導体製造技術を保有するB社に出資を行い**、**日本が優位性を持つ半導体製造技術の一部を取得**。A国では当該技術を使って、**同等製品を安価に製造可能**となり、**日本の製品が売れなくなった**。そのため、日本の半導体産業の発展が減速するようになった。

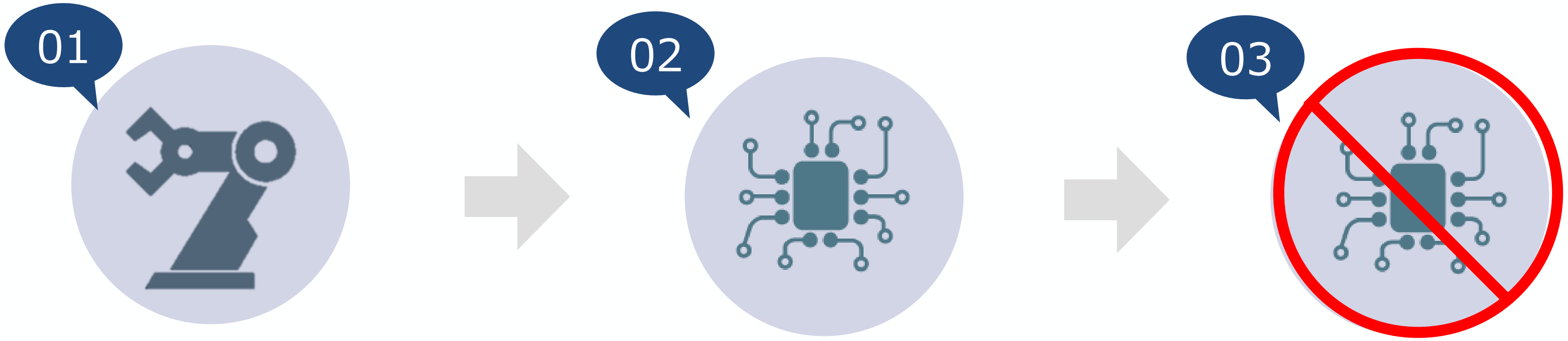

半導体製造メーカーを買収

同等製品を安価に製造

日本製品の販売量減

経済安保上、問題となり得る取引の一例

想定事例①（人材の流出）

- A国の人工知能（AI）を研究するB社が日本に研究拠点として**子会社を設立**。当該子会社の社長にはAIの先端研究の実績がある日本企業C社の**技術部長であったD氏を就任**させ、D氏はかつての人脈を利用し、**C社の重要な技術者（E氏等）を引き抜き、AI技術をB社に提供**。そのため、C社の技術競争力が失われ、B社やA国の技術競争力が高まった。

日本に外国法人の子会社設立

日本人材の引き抜きを通じた技術流出

更なる引き抜きを通じた技術の流出（D氏中心で）

経済安保上、問題となり得る取引の一例

想定事例②（個人情報等の流出）

- A国の**監視カメラメーカーが日本に営業拠点として子会社を設立**。設置された監視カメラから映像データを入手・解析し、政府要人や企業幹部も含めて多くの**個人の認証情報や行動情報がA国に漏れた**。これらの情報がA国の**諜報活動や解析活動に利用**されることになった。

日本に監視カメラの日本法人設立

映像データを本国に送信

個人情報などが流出、諜報活動等に利用

国の安全等の懸念がある投資への審査上の対処（誓約付審査了）

- 審査の結果、国の安全等の懸念がある投資に対しては、**一定の事項を外国投資家が遵守**する旨を誓約し、当該誓約の内容も踏まえて審査を了とする場合もある。
- 例えば、国の安全等の懸念に対処するための誓約としては以下考えられる。

（A）防衛関連部品などの供給途絶のリスクがある場合に対する誓約の例

⇒ **株主総会において、事業の譲渡や廃止など供給途絶に繋がる提案をしないこと**

（B）技術・データの流出のリスクがある場合に対する誓約の例

⇒ **秘密情報にアクセスしないこと**

（C）外国政府関与のリスクがある場合に対する誓約の例

⇒ **外国政府等の影響を排除すること**

どのような「投資家・投資行為」が事前届出規制対象となるか?

規制対象となる外国投資家の類型

- 非居住者である個人（入国後６月以上経過していない者）
- 外国法令に基づいて設立された法人その他の団体
- 非居住者である個人又は外国法人等により直接又は間接に議決権の過半数を保有される国内法人
- 非居住者である個人が役員の過半数を占める国内法人
- 組合等で、外国法人等が出資の50%以上又は業務執行組合員の過半数を占めるもの

規制対象となる対内投資行為の類型

- 国内法人に対する金銭の貸付（期間１年超／1億円以上）
- 非上場会社の株式又は持分の取得（1株から！）
- 以前居住者であった非居住者による非上場会社の株式又は持分の譲渡（在外邦人など）
- 上場会社の発行済株式総数の１%以上の取得
- 上場会社の総議決権の１%以上の取得
- 事業の譲受け（合併による事業承継等）
- 会社の事業目的の実質的な変更その他会社の経営に重要な影響を与える事項（役員への就任や重要事業の譲渡）に関して行う同意
- 支店等の設置又は支店等の種類若しくは事業目的の実質的な変更（外国企業が日本法人を設立するケースなど）

日本企業のどのような「事業」が審査保全されるのか？
：外為法の対内投資審査制度における指定業種一覧

指定業種

- 武器
- 航空機（無人航空機を含む）
- 原子力
- 宇宙関連
- 軍事転用可能な汎用品の製造業
- 感染症に対する医薬品に係る製造業
- 高度管理医療機器に係る製造業
- 重要鉱物資源に係る金属鉱業・製錬業等
- 特定離島港湾施設等の整備を行う建設業
- 肥料（塩化カリウム等）輸入業
- 永久磁石製造業・素材製造業
- 工作機械・産業用ロボット製造業等
- 半導体製造装置等の製造業
- 先端電子部品の製造業
- 蓄電池製造業・素材製造業
- 船舶の部品（エンジン等）製造業
- 金属3Dプリンター製造業・金属粉末の製造業
- 複合機の製造業
- 光ファイバケーブルの製造業
- サイバーセキュリティ関連
- 電力業
- ガス業
- 通信業
- 上水道
- 鉄道業
- 石油業
- 熱供給業
- 放送業
- 旅客運送
- 警備業
- 農林水産業
- 皮革関連
- 航空運輸
- 海運

コア業種

- 武器、航空機（無人航空機を含む）、原子力、宇宙関連、軍事転用可能な汎用品の製造業
- 感染症に対する医薬品に係る製造業
- 高度管理医療機器に係る製造業
- 重要鉱物資源に係る金属鉱業・製錬業等
- 特定離島港湾施設等の整備を行う建設業
- 肥料（塩化カリウム等）輸入業
- 永久磁石製造業・素材製造業
- 工作機械・産業用ロボット製造業等
- 半導体製造装置等の製造業
- 先端電子部品の製造業
- 蓄電池製造業・素材製造業
- 船舶の部品（エンジン等）製造業
- 金属3Dプリンター製造業・金属粉末の製造業
- 複合機の製造業
- 光ファイバケーブルの製造業
- サイバーセキュリティ関連（サイバーセキュリティ関連サービス業、重要インフラのために特に設計されたプログラム等の提供に係るサービス業等）
- 電力業（一般送配電事業者、送電事業者、発電事業者の一部）
- ガス業（一般・特定ガス導管事業者、ガス製造事業者、LPガス事業者の一部）
- 通信業（電気通信事業者の一部）
- 上水道業（水道事業者の一部、水道用水供給事業者の一部）
- 鉄道業（鉄道事業者の一部）
- 石油業（石油精製業、石油備蓄業、原油・天然ｶﾞｽ鉱業、天然ｶﾞｽ卸売業）

コア業種以外

- コア業種以外の
  サイバーセキュリティ関連、電力業 、ガス業、通信業、上水道業、鉄道業、石油業
- 熱供給業
- 放送業
- 旅客運送
- 警備業
- 農林水産業
- 皮革関連
- 航空運輸
- 海運

告示

『対内直接投資等に関する命令第３条第３項の規定に基づき財務大臣及び事業所管大臣が定める件』

で規定

全体：約１８０業種

事前届出免除制度

事前届出免除制度とは、**一定の基準の遵守（免除基準遵守）**を前提として、上場株式等の取得時における事前届出を免除し、事後の報告で足りるとする制度。

国の安全等を損なうおそれの大きい「コア業種」については、免除制度を利用できる範囲が制限されるとともに、遵守すべき基準が追加される。

コア業種以外

国の安全等を損なうおそれがある業種

- 農林水産業
- 皮革・皮革製造業
- 燃料小売業
- 倉庫業（石油備蓄業に限る）
- 放送事業　など

遵守すべき免除基準

①自ら又は密接関係者は役員に就任しない
②指定業種の事業譲渡等を株主総会に自ら提案をしない
③指定業種に係る非公開技術関連情報にアクセスしない

コア業種

国の安全等を損なう**おそれが大きい**業種

- 武器・航空機・宇宙・原子力
- 原油・天然ガス鉱業、石油精製業
- レアアース
- 医薬品・高度医療機器
- 軍事転用可能な汎用貨物の製造業
- 特定重要物資関連の製造業　など

遵守すべき免除基準

左記の①～③の基準
＋
④重要な意思決定権限を有する委員会等へ参加しない
⑤取締役会等に期限を付して書面で提案を行わない

○上場会社等の株式・議決権取得について、一定の基準を遵守する場合は事前届出が免除される。

○ 外国政府や国有企業等、特定外国投資家は事前届出免除制度を利用できない。

○ 遵守する基準については、外国投資家の属性によって異なり、特定外国投資家に準ずる外国投資家については、事前届出免除制度の利用に制限があるほか、上乗せの基準を課している。

○ 非上場企業への投資にあっては、コア業種に対する事前届出免除制度の適用はない（下記最右列は同様）。

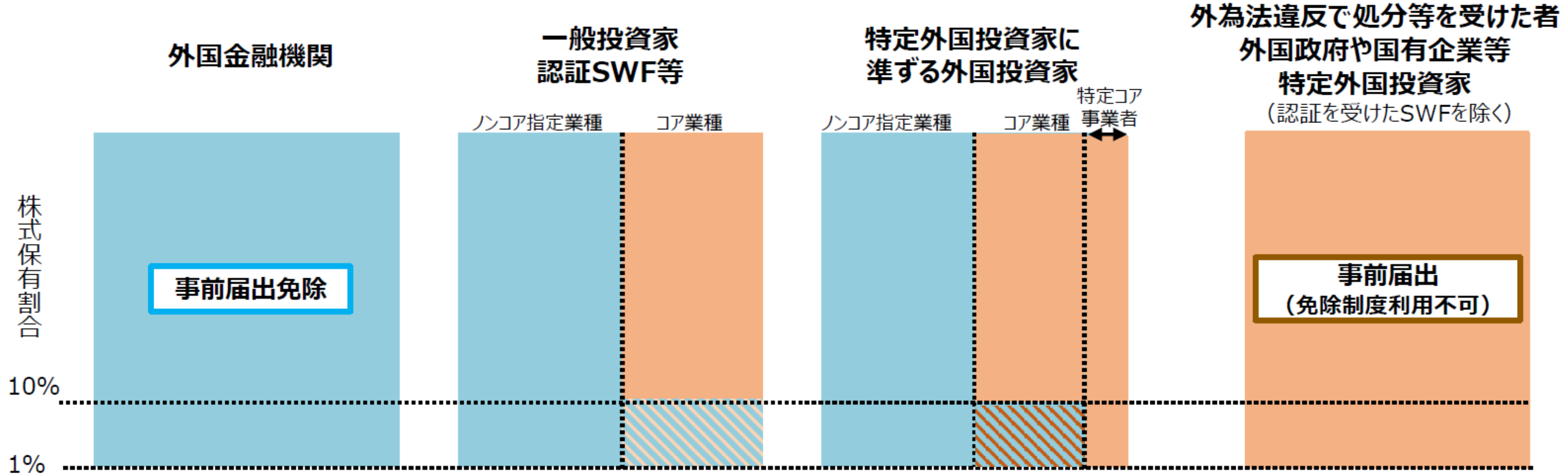

免除基準	① 外国投資家自ら又はその関係者が役員に就任しない ② 指定業種に属する事業の譲渡・廃止を株主総会に自ら提案しない ③ 指定業種に属する事業に係る非公開の技術関連情報にアクセスしない	
上乗せ基準 （免除基準に加え遵守）	④ コア業種に属する事業に関し、取締役会又は重要な意思決定権限を有する委員会に自ら参加しない ⑤ コア業種に属する事業に関し、取締役会等に期限を付して回答・行動を求めて書面で提案を行わない	
更なる上乗せ基準 （免除基準・上乗せ基準に加え遵守）	⑥ コア業種に属する事業に関する非公開の情報にアクセスしない ⑦ コア業種に属する事業に関し、発行会社等に従業員を派遣しない、又、発行会社等の役員又は従業員の勧誘を行わない	

参考

特定外国投資家

1　特定外国投資家

外国投資家のうち、以下①・②のいずれかに該当する者（情報収集義務者等）を特定外国投資家と定義する。

① 対内直接投資によって取得した国の安全等を損なう事態を生じるおそれが大きい情報を、**外国政府等との契約や外国の法令等に基づき**、**当該外国政府等に開示することによって、当該外国政府等に協力する義務**を負う組織（法人その他の団体）又は個人

② 上記の義務を負う組織・個人及び当該組織・個人に対して当該義務を課す外国政府等が以下のいずれかに該当する関係を持つ組織

a. 議決権・株式数等の**50%以上**を占める組織

b. 役員の**1/3以上**を占める組織　　　　等

➡ すべての指定業種に対する投資について、事前届出を義務化（免除利用不可）

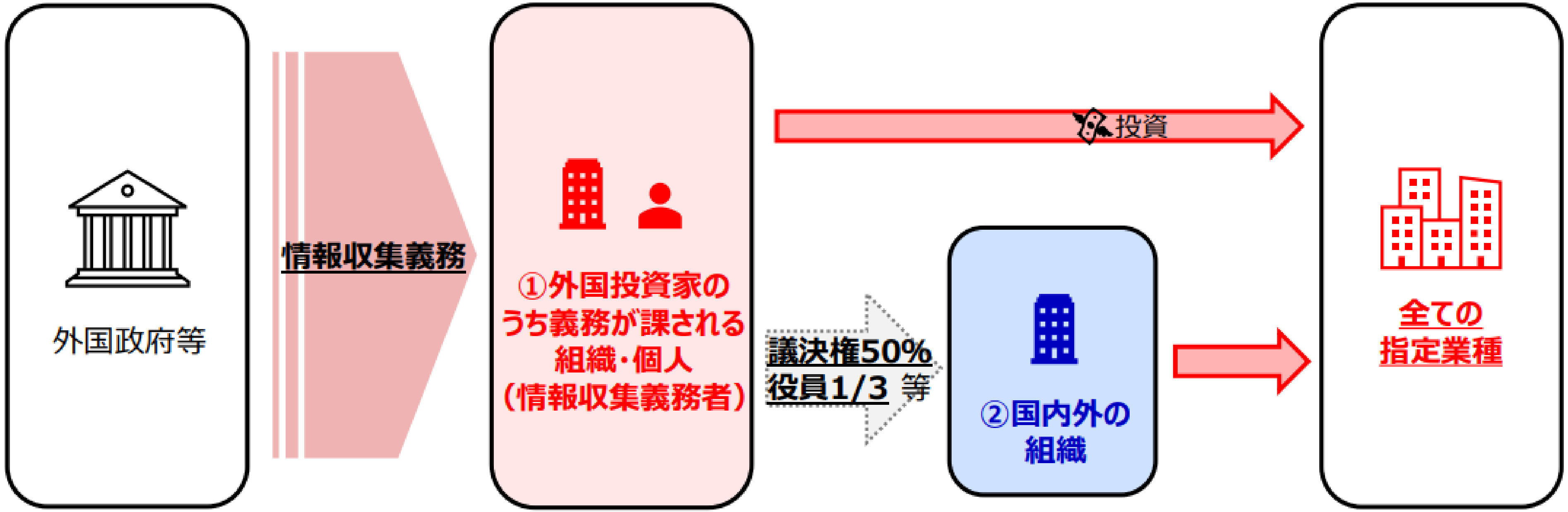

参考

特定外国投資家に準ずる者

2　特定外国投資家に準ずる者

規制の潜脱を防止する観点から、形式的には特定外国投資家の要件を満たさない投資家であっても、以下のような者を「特定外国投資家に準ずる者」とする。

- 情報収集義務者（前頁①）が実質的な意思決定を掌握していると認められる者、
- 設立準拠国以外の国や地域に実質的な本社があり、情報収集活動に関する当該国の法令等の影響を受ける者、
- 情報収集義務者等（前頁①・②）との契約、又は当該契約を行った者との契約（さらに同様の契約が連なる場合、それらの各契約を含む）により、外国政府等の情報収集活動に協力するため情報を開示する義務を負う者

➡ **「特定コア事業者」に対する投資に限定して事前届出を義務化（免除利用不可）**
その他のコア業種に対する投資について、従来の免除基準に更なる上乗せ基準（告示）を追加

更なる上乗せ基準

- コア業種に属する事業に関する非公開情報（発行会社等の役員等に係る情報又は発行会社等の財務状況に係る情報を除く）にアクセスしない。
- 発行会社等に従業員を派遣しない、又、発行会社等の役員又は従業員の勧誘を行わない。

（実質的な意思決定を掌握している例）

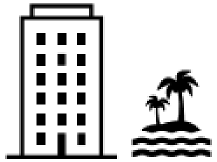

✓ 情報収集義務者には非該当

✓ 情報収集義務者の**役員比率が1/3未満**

✓ 情報収集義務者等の**資本比率が50%未満**

✓ その他要件にも非該当

→特定外国投資家には非該当

役員のうち、情報収集義務者にあたる少数者が意思決定を掌握。

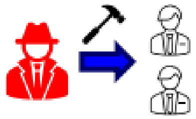

情報収集義務者が、脅迫等により意思決定を掌握。

指定業種（事前届出業種）に該当するのか否かの確認方法

1. 検索エンジンで【経済産業省】＋【投資管理】をキーワード検索
   ⇒　経産省の“投資管理”サイトへ

2. 経産省サイト上に、各指定業種告示を基に参考資料として**指定業種の分類表を掲載しています。**
   自社の事業内容の中で該当する業はないか、一覧形式で確認いただけます。

4.　事前届出業種（指定業種）の分類（一覧表：コア・非コア業種 / 事業所管 / 日本標準産業分類番号）

・日本標準産業分類について確認いただけます。
　　https://www.soumu.go.jp/toukei_toukatsu/index/seido/sangyo/R05index.htm

・指定業種に係る事業所管大臣一覧
　　https://www.mof.go.jp/policy/international_policy/gaitame_kawase/fdi/daijin_ichiran.pdf

※ 当省所管業種につきましては、必ず以下FAQの内容と共に御確認ください。
※ 事業所管が経産省ではない業種についてのお問い合わせは、各事業所管省庁へお尋ねください。

事前届出業種（指定業種）の分類表（Excel形式：100KB） **（New!）**

指定業種に該当するのか否かの確認方法

1. 検索エンジンで【経済産業省】＋【投資管理】をキーワード検索
   ⇒　経産省の“投資管理”サイトへ

2. 経産省サイト上に、各指定業種告示を基に参考資料として**指定業種の分類表を掲載しています**。
   自社の事業内容の中で該当する業はないか、一覧形式で確認いただけます。

3. 分類表にても判断が難しい際、先ずは、かかりつけの法律系士業がある場合には相談ください。

4. （法律系士業の先生によっても）なお、判断に迷われる場合には、
   経産省サイト（１.）に掲載のメールアドレス bzl-toushi-kanri-jt@meti.go.jp までお寄せください。経産省所管の指定業種に関する解釈等のお問合せをメールにて受け付けております。

＋ 投資を受ける立場で疑問点や相談事項がある場合や、当事者とならない場合でも他に問題となる投資を見聞きした場合には上記メールアドレスへの情報提供をくださいますと幸いです。

ご清聴ありがとうございました。